

# 横浜Jブルーウインズ会員規約

## 【名称】

第1条 本クラブの名称は「横浜Jブルーウインズ」(以下「本クラブ」とする)。

## 【目的】

第2条 この規約は自ら考え、行動する子供を増やすこと、ならびにスポーツの振興及び子どもの健全育成、社会教育の推進を図る本クラブに入会された利用会員(以下「メンバー」)が、スポーツを楽しみながら、健康維持・増進、競技力向上を図るとともに、メンバー相互の親睦と協力を密にし、メンバー全員の活動をより有意義なものにすることを目的とする。

## 【入会資格】

第3条 本クラブの入会資格は以下のとおりとする。

- (1)本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承認した方。
- (2)暴力団関係者でない方。
- (3)医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方。

## 【入会手続き】

第4条 本クラブに入会される方は以下の手続きを行う。

- (1)本クラブの入会申込みウエブページより、入会者の情報を入力し申し込む。
- (2)本クラブの承認を得た後、定められる入会金・年会費と活動開始にあたっての最初の月会費の支払いをする(当日より利用可能)。

## 【会費】

第5条 メンバーは、別途定める本クラブの会費を、所定の方法で本クラブに支払う。会費は入会金、年会費、月会費の3種類とし、チームのユニフォーム代や遠征費、大会参加費などの活動実費は含まない。なお、支払われた会費は、理由如何にかかわらず返金しない。

- ①入会金は入会にかかる事務手続きに関する費用である。
- ②年会費はメンバーシップの管理、システム利用料、連絡費、事務手続きなどに関する費用である。
- ③月会費は指導や施設利用など活動の実施にかかる年間の費用を均等割りしたものである。

## 【除名】

第6条 本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名することができる。

- (1)本クラブの定める会費・諸経費につき3カ月以上滞納したとき(除名の場合も除名以前の会費・諸経費は全て納入していただく)。
- (2)本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- (3)本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (4)入会書類に虚偽を記載したことことが判明したとき。
- (5)メンバーとして品位を損なうと認められる非行があり、注意・警告にかかわらず改善がみられなかったとき。
- (6)本クラブの合理的な支持・指導に従わない状況が限度を超えて継続するとき。
- (7)その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

#### 【メンバー資格の喪失】

第7条 メンバーは、退会、除名、死亡および失踪宣言をうけたとき、その資格を失う。

#### 【メンバー資格の譲渡禁止】

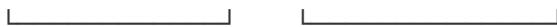
第8条 メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡することはできない。

#### 【休会・退会】

第9条 メンバーは、休会開始月の前月末日(末日が定休日の場合は翌営業日)までに、本クラブに所定の休会・退会届を書面で提出することにより、当該休会開始月から休会・退会することができる。電話等口頭での休会・退会は受け付けない。前月末日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月からの休会・退会扱いとなる。なお、休会中は会員管理費として、毎月500円を徴収する。

例) 7月休会の場合

日: 1 2 3 ... 14 15 | 16 17 ... 31 8/1



休会申請期間 8月1日から休会開始

#### 【休業】

第10条 本クラブは季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他やむを得ない事由が発生した場合、休業することがある。

#### 【施設の廃止、利用制限】

第11条 本クラブは、次のような事由により本クラブの活動の一部又は全部を一時的に閉鎖することがある。この場合、メンバーに対する補償は原則しない。

①台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。

②施設の改築又は補修工事実施のとき。

③学校開放施設利用の活動が、学校行事などにより、使用できなくなったとき

④法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他のやむを得ない事由が発生したとき。

#### 【メンバー、BWパートナーの事故に関する責任範囲】

第12条 本クラブは、メンバーならびにBWパートナーの事故・盗難について、次の各号に従うものとする。

(1)メンバーならびに本クラブにおいて指導をサポートする保護者(以下、BWパートナー)は本クラブの活動に際し、本クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において活動するものとする。これに違反して、傷害、事故等が発生しても、本クラブ及び指導者等に対して一切の傷害賠償を請求しないものとする。

(2)本クラブは、メンバーならびにBWパートナーが活動中に生じたケガや障害については、スポーツ保険による保障を行うが、その保障を越えて責任は負わない。また、メンバーの同伴者の事故等については責任は一切負わない。

(3)本クラブは、メンバーならびにBWパートナーが本クラブの活動中に生じた盗難、紛失等の事故について一切責任を負わない。

**【変更事項】**

第14条 メンバーは住所又は連絡先等入会申込記入事項に変更のあった場合は速やかに通知しなければならない。

**【個人情報の保護】**

第15条 本クラブが得た会員の個人に関する情報は、本クラブの運営に関する事項以外に使用してはならない。本クラブの活動中に撮影した写真やビデオを本クラブが広報に使用することは運営に関する事項に含まれることとする。ただし、特別な申し出があった場合は、本クラブはできるだけ配慮する。

**【細則】**

第16条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとする。

**【改定】**

第17条 本規約の改定及び変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力は全てのメンバーならびにBWパートナーに及ぶものとする。

2023年1月制定

2025年8月改定